

相続税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表

このチェック表は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、適格者証明書の証明願に添付して提出してください。

焼津市農業委員会

		農業相続人氏名		
チェック項目 (チェック項目のすべてについて、「該当」となった場合に、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行を受けることができます。)		該当 (該当番号)	非該当	
被相続人要件	次のいずれかに該当しますか。	は い ()	いいえ	
	1 死亡の日まで農業を営んでいましたか。			
	2 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等の生前一括贈与をしていますか。			
	3 死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は贈与税の納税猶予の特例の適用者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため、貸借権等の設定による貸付けをしていますか。			
	4 死亡の日まで特定貸付けを行っていましたか。			
農業相続人要件	相続人に該当しますか。	は い	いいえ	
	次のいずれかに該当しますか。	は い ()	いいえ	
	1 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行いますか(特例の適用を受ける農地等を取得した相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合はその相続人になります。相続人未成年者については、住居及び生計を一にする親族が農業経営を行う場合も含まれます。なお、未成年者には成年に達した後、引き続き就学している者も含まれます。)			
	2 贈与税の納税猶予の特例の適用者で、その推定相続人に特例の適用を受けた農地の全部につき使用貸借権を設定して、農業経営を移譲していますか。			
	3 贈与税の納税猶予の特例の適用者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため、貸借権等の設定による貸付けをしていますか。 ※ 贈与者の死亡後も引き続いて貸借権等の設定による貸付けを行うものに限りです。			
4 相続税の申告期限までに特定貸付けを行っていますか。				
特例農地等要件	1 被相続人が農業の用に供していた農地、採草放牧地又は準農地(農地及び採草放牧地とともに取得する必要があります。)ですか。(準農地がある場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書の写しを添付してください。)	は い ()	いいえ	
	2 贈与税の納税猶予の特例また贈与税の納期限の延長の特例(昭和49年以前の生前一括贈与の場合)の適用を受けていた農地等ですか。			
	3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始の年に被相続人から贈与を受けた農地等で、贈与税の納税猶予の特例の適用要件に該当する農地等ですか。			
	4 被相続人が特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地ですか。			
	5 被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地、準農地又は採草放牧地ですか。			
	上記1、4、5の場合には、申告期限までに分割(遺贈を含みます。)しますか。			
	上記1、3、4及び5の農地等が平成3年1月1日において特定市(※)にある場合、都市営農地等又は市街化区域以外の農地等に該当しますか。(相続税の申告書に特例の適用対象となる旨の市長等の証明書の写しを添付する必要があります。)			
特定の適用を受ける農地等の所在がわかる住宅地図等を添付していますか	は い	いいえ		

※特定市…平成3年1月1日現在における中部圏の特定市です。

詳しくは農業委員会又は税務署までお尋ねください。

特例適用農地の作付け等状況

特例適用農地の明細				現在の作付け等状況	
物件番号	所在地	地目等	面積	作物の種類等	耕作をしている者（続柄等）
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		
6			m ²		
7			m ²		
8			m ²		
9			m ²		
10			m ²		
11			m ²		
12			m ²		
13			m ²		
14			m ²		
15			m ²		
16			m ²		
17			m ²		
18			m ²		
19			m ²		
20			m ²		

(記載方法等)

- 「物件番号」欄に記載する番号を証明願の「別表 特例農地等の明細書」の「番号」と同一にした場合には、「所在地」、「地目等」及び「面積」の各欄の記載を省略しても差し支えありません。
 - 「作物の種類等」欄は、現在作付け中又は作付予定の作物の種類を記載し、「耕作をしている者（続柄等）」欄は、耕作をしている者の氏名及び耕作をしている者との関係（続柄等）を記載してください。
- * 納税猶予の特例の対象となる農地は、相続開始時において、被相続人の営んでいた農業の用に供されていたものに限られます。（特定貸付け及び営農困難時貸付を除く。）。